



JKK東京

ひとと、くらしをあったかく。

# すまいのきずな

～自治会通信～

令和5年秋号(No.14)

【発行】JKK東京 公営住宅管理部 都営管理課

## 自治会活動の紹介について

練馬区光が丘第3アパート自治会の活動について紹介します。

**1 組織体制について** 本部=会長、副会長3名、書記4名、会計3名と、専門部(集会所・環境・防犯・交通・防災)、会計監査および各棟に本部に準じた組織を配置しています。  
38年間この体制で取り組んできましたが、自治会運営等の諸課題に対応するため、現在、組織の「見直し検討委員会」を立ち上げ検討を行っています。



### 【団地概要】

練馬区北部の光が丘東側に位置し、商業施設、官公庁、光が丘病院、学校が隣接するエリア。  
昭和57年から順次入居。11棟管理戸数1801世帯。

### 2 定期的な取り組み

・防災訓練  
(安否確認訓練含む) 年1回



・不用品リサイクル  
年1回 業者委託  
回収無料



・不用自転車回収  
年1回  
業者回収  
回収無料



・年末大掃除活動  
毎年12月上旬  
1回の開催



### 3 高齢者対策について

お住まいの方のコミュニケーションの場として、3つのサークルを実施しています。  
コロナの影響により、活動を一時休止していましたが、現在は、感染症対策に配慮しながら活動を再開し、交流を図っています。

【ひまわり喫茶】



【あじさい書道教室】



【麻雀教室】



※いずれも毎週1回の開催

### 4 自治会長さんにインタビュー

**Q1「自治会費などの会費徴収について」**  
各階ごとの役員さんを中心に集金を行っています。

支払に消極的な方については、「個々に説明する」「文書で依頼する」など、会費の目的や必要性を伝えるよう努力しています。

**Q2「安否確認の取り組みについて」**

各階ごとに、日常を通じてお隣、近所同士のコミュニケーションを大切にし、少しでも変わったことがあれば、連絡を取り合いながら対応しています。「お互い様です」の精神で取り組んでいます。

**5 自治会長さんからのメッセージ** → 最近は高齢の方も多く、外国人の方も入居され共同生活の難しさを感じます。相談等で会話をする時は、会長や役職の立場ではなく、一人の居住者として素直に向き合うことを大切にしています。また、会長として何でも相談できる仲間(役員等)がいることも励みとなっています。

光が丘第3アパート自治会の皆さん、ご協力ありがとうございました。

# 「共益費徴収事業」募集のお知らせ

募集期間：令和6年3月1日から令和6年6月30日まで（予定）

近年、高齢化の進行などに伴い、各戸訪問による共益費の徴収や草刈りなどの共用部分の管理が大きな負担になっていることから、自治会等で実施している共用部分の管理のうち一部を、希望する団地について、東京都が実施し、その費用を住宅使用料と一緒に共益費として徴収する事業を行っています。

ここでは、令和7年4月からの徴収開始に向けた募集についてご案内します。

## 1 都が徴収する共益費の範囲

- 以下の①～④のうち、自治会等が希望する項目を東京都が実施します。

- ① 共用部分の電気・水道料金の支払い
- ② 共用灯・街路灯の電管球の交換作業
- ③ 草刈り(年2回)、中低木の刈込・剪定(年1回)
- ④ 落ち葉の清掃（落葉時期のみ）

### 【草刈り実施例】

(施工前)



(施工後)



## 2 主な申込条件

- 原則として団地単位での申込みを受け付けます。ただし、団地内に複数の自治会等がある場合、電気・水道料金の支払いや草刈り等の実施範囲が他の自治会等と明確に分かれていれば、棟単位での申込みが可能です（申込みにはお住まいのみなさまの同意が必要です）。  
※ 各項目の金額については、事前の提示ができません（申込み後に金額を算定いたします）。目安金額の計算方法を下記の募集案内に記載いたしますので、ご確認ください。

## 3 募集案内の請求方法

- 募集案内を希望する場合は、本紙に同封している〈共益費徴収事業 資料請求はがき〉に必要事項を記入のうえ、郵送してください。ご郵送いただいた自治会等には、募集案内を令和6年2月以降、順次発送します。
- なお、郵送期限は令和6年5月31日までです。申込みには書類の準備などに時間を要するので、〈共益費徴収事業 資料請求はがき〉はお早めに投函してください。

## 4 すでに共益費徴収事業を実施している自治会等のみなさまへ

- 現在の実施内容に項目追加や削除のご希望がある場合は、令和6年3月1日から同年6月30日までに申込みが必要です。

## 生活ルールを守りましょう！（新6か国語多言語版）について **NEW!!**

英語、中国語、韓国語に加え、新たに台湾等の中国語（繁体字）、スペイン語、ベトナム語、タガログ語（フィリピン語）、ネパール語と日本語の6か国語で表記したチラシを作成しましたので、団地内への周知等にご活用ください。



※閲覧方法 → J K K 東京ホームページを開き、以下の順で選択してください。

- ① 都営住宅等にお住いの皆さまへ → ② 自治会等の活動に関する情報 → ③ 「生活ルールを守りましょう」

お問い合わせは、

J K K 東京お客さまセンターへ

受付時間 9時～18時

（土日・祝日・年末年始は除く）

・本紙に関すること

都営管理課 都営管理係

・共益費徴収事業に関すること

都営管理課 共益費事業推進係

ナビダイヤル ☎0570-03-0071

※携帯電話の無料通話分や割引サービスがご利用可能な方

☎03-6279-2652